

廃止基準等

株券上場廃止基準	1
株券上場廃止基準の取扱い	1
監理銘柄及び整理銘柄に関する規則	4 4

株 券 上 場 廃 止 基 準

(実施)昭和 36.10. 2
 (変更)昭和 39.12. 1 41. 8.10 45. 3. 1 46.10. 1
 47.12. 1 50. 5.31 50.12. 1 52. 3.31
 52. 9.30 57.10. 1 58. 4. 1 58.11. 1
 61.11. 1 63. 2. 1
 平成 2.12. 1 4. 7. 1 8. 1. 1 9. 1. 1
 10. 1. 1 10. 3. 1 10.12. 1 11. 3. 1
 11. 8. 1 11.11.10 12. 3. 1 12. 4. 7
 13. 4. 1 13.10. 1 14. 4. 1 15. 1. 1
 15. 4. 1 15. 5. 8 16. 9. 1 16.10. 8
 17. 1.28 17. 2. 1 18. 5. 1 19. 7. 1
 19. 9.30 20. 4. 1 20. 6. 1 21. 1. 5
 21.11. 9 22. 3. 4 22. 6.30 24. 4. 1
 24. 6. 1 25. 9.13 26. 4. 1 27. 2.13
 27. 5. 1 30. 3.31
 令和 2. 2. 7 2.11. 1 5. 3.13 6. 3. 8
 6. 4. 1

(目 的)

第 1 条 本所に上場されている株券の上場廃止については、この基準によるものとする。

(上場廃止基準)

第 2 条 上場銘柄（アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。

(1) 株主数

株主数（株券上場審査基準第 4 条第 1 項第 1 号に規定する株主数をいう。以下同じ。）が、上場会社の事業年度の末日において 150 人未満である場合において、1 か年以内に 150 人以上とならないとき。ただし、本所が定めるところにより上場会社が当該期間の最終日後に公募、売出し又は数量制限付分売（業務規程第 32 条又は国内の他の金融商品取引所の規則により定める立会外分売であって、50 単位未満の範囲内で買付申込数量に制限を設けて行ったものをいう。以下同じ。）を行った場合はこの限りでない。

(2) 流通株式数

次の a 又は b に該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社が a 又は b に定める期間の最終日後に公募、売出し又は数量制限付分売を行った場合はこの限りでない。

a 流通株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理

株券上場廃止基準の取扱い

(実施)平成 5. 7. 1
 (変更)平成 5. 8.10 6. 7. 1 6.10. 1 7. 3. 1
 7. 6. 1 8. 1. 1 8. 4. 1 8. 8. 1
 8.11. 1 9. 1. 1 9. 6. 1 9. 8. 1
 10. 1. 1 10. 3. 1 10. 4. 1 10.12. 1
 11. 3. 1 11. 8. 1 11. 9. 1 11.11.10
 12. 3. 1 12. 4. 7 12.11.30 13. 4. 1
 13.10. 1 14. 2. 1 14. 4. 1 14. 6.25
 15. 1. 1 15. 4. 1 15. 5. 8 16. 9. 1
 16.10. 1 16.10. 8 17. 1.28 17. 2. 1
 18. 2. 1 18. 5. 1 18.12.22 19. 7. 1
 19. 9.30 20. 4. 1 20. 6. 1 21. 1. 5
 21.11. 9 21.11.16 22. 3. 4 22. 6.30
 23. 4. 1 23. 6. 1 23.10.31 24. 4. 1
 24. 6. 1 24.10. 1 25. 9.13 26. 4. 1
 27. 2.13 27. 4. 1 27. 5. 1 28. 4. 1
 30. 3.31
 令和元. 7.16 2. 2. 7 2.11. 1 3. 3. 1
 5. 3.13 6. 3. 8 6. 4. 1 7. 7.22
 8. 7.10

1. 第 2 条（上場廃止基準）第 1 項関係

(1) 削除

(2) 株主数及び流通株式数

第 1 号に規定する株主数及び第 2 号に規定する流通株式数の取扱いは次のとおりとする。

a 株券上場審査基準の取扱い 2. (1) a の (a)（明らかに固定的所有でない」と認められる株式の取扱い）の規定は、第 2 号の場合に準用する。

b 第 1 号に規定する「1 か年以内に 150 人以上とならないとき」又は第 2 号 a に規定する「1 か年

事及び監事その他これらに準ずる者を含む。)をいう。以下同じ。)、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。)を所有する株主を除く株主が所有する株式の数をいう。以下同じ。)が、上場会社の事業年度の末日において1,000単位未満(1単位は、業務規程第15条に規定する売買単位をいう。以下同じ。)である場合において、1か年以内に1,000単位以上とならないとき。

- b 流通株式数が、上場会社の事業年度の末日において上場株式数の5%未満である場合であって、上場会社が本所が定める日までに本所が定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を本所に提出しないとき。

以内に1,000単位以上とならないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日(当該1か年目の日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この(2)において「猶予期間」という。)内において150人以上とならないとき又は1,000単位以上とならないときをいうものとする。

- b の2 猶予期間内に株主基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した銘柄及び事業年度の末日と異なる日が株主基準日である銘柄についての前bの規定の適用については、猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主基準日における株主数及び流通株式数を猶予期間の最終日における株主数及び流通株式数とみなすものとする。
- c 第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い10.aの規定により上場会社から提出される「株式の分布状況表」等に記載された株主数及び流通株式数によるものとする。
- d 上場会社が株式分割、株式無償割当て(上場株式に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。)、株式併合又は単元株式数の変更を行った場合において、本所が適当と認めるときは、当該株式分割、株式無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更による影響を考慮して第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数を算定する。
- e 株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)(株主数及び流通株式数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が自己株式処分等決議を行った場合に準用する。
- f 株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(c)(株主数及び流通株式数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が自己株式消却決議を行った場合に準用する。
- g 上場会社が、猶予期間の最終日(猶予期間内に株主基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した上場会社及び事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社にあつては、猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主基準日)の翌日から当該猶予期間経過後3か月を経過する日までの間に行った公募若しくは売出し又は数

量制限付分売の内容等を通知した場合であって、上場会社が当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したときは、第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数は、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うものとする。

(a) 株主数については、上場会社が本所に提出した本所所定の「株式の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株主数（数量制限付分売については、本所が認めた人数）を加算した株主数を猶予期間の最終日における株主数とみなすものとする。

(b) 流通株式数については、上場会社が本所に提出した本所所定の「株式の分布状況表」に記載された流通株式数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株式数（当該株式のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株式数を除く。）を加算した数を猶予期間の最終日における流通株式数とみなすものとする。

h 株券上場審査基準の取扱い 2. (1) a の (d) (株主数の算定の取扱い) の規定は、第1号に規定する株主数の算定について準用する。

i 第1号に規定する「株主数」を算定するに当たっては、信託業務を営む銀行の名義の株式のうちに委託者指図型投資信託又は特定金銭信託に組み入れられている株式がある場合において、上場会社が基準日等の後3か月以内に、当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託者について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該委託者を当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。

j 第1号に規定する株主数が150人未満である銘柄が、猶予期間内（猶予期間内に株主基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した銘柄にあっては、審査対象事業年度の末日の翌日から猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主基準日までの期間内をいい、事業年度の末日と異なる日が株主基準日である銘柄にあっては、審査対象事業年度に係る株主基準日の翌日から猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主基準日までの期間内をいう。mにおいて同じ。）において、

次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、150人以上となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

(a) 基準日等現在における株主数が150人以上となったと認められるとき。

(b) 株式の公募又は売出し（以下「株式の公募等」という。）を行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売の最近の基準日等における株主数に、当該株式の公募等又は数量制限付分売に係る株主数（数量制限付分売については、本所が認めた人数。）を加算した人数が150人以上となったとき。

k 第1号に規定する株主数が150人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、株式分割（同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。）又は株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるもの限り、同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に当該株式無償割当てが行われたと認められるものに限る。）を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下このkにおいて同じ。）をした場合であつて、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、最近の基準日等の株主数に当該基準日等における1単位未満の株式のみを所有する株主のうち当該株式分割又は株式無償割当てにより1単位以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、150人以上となる場合には、決議の時（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が150人以上となったものとして取り扱うものとする。

l 第1号に規定する株主数が150人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、単元株式数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月か

ら起算して5か月目の日の初日までに行うことの決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下この1において同じ。）をした場合であつて、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、最近の基準日等の株主数に当該基準日等における1単位未満の株式のみを所有する株主のうち当該単元株式数の変更により1単位以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、150人以上となる場合には、決議の時（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が150人以上となったものとして取り扱うものとする。

m 第2号aに規定する流通株式数が1,000単位未満である銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、1,000単位以上となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

(a) 基準日等現在における流通株式数が1,000単位以上となったと認められるとき。

(b) 株式の公募等を行った場合又は数量制限付分売を行った場合であつて、当該株式の公募等又は数量制限付分売の最近の基準日等における流通株式数に、当該株式の公募等又は数量制限付分売に係る株式数（当該株式のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株式数を除く。）を加算した数が1,000単位以上となったとき。

n 第2号bに規定する「本所が定める日」とは、上場会社が有価証券報告書を提出した日又は法第24条第1項に定める期間の末日のうちいずれか早い日をいうものとする。

o 上場会社が審査対象事業年度の末日（事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社にあつては、審査対象事業年度に係る株主基準日）後、前nに定める日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行うとともに、当該日までに当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を本所に提出した場合において、当該上場会社が本所に提出

(3) 売買高

次の a 及び b に該当する場合。ただし、a 及び b に該当後 3 か月以内に本所が別に定めるところにより公募、売出し又は立会外分売を行う場合は、この限りでない。

- a 最近 1 年間の月平均売買高が 2 単位未満である場合
- b 本所及び国内の他の金融商品取引所に上場されている株券については、本所及び当該金融商品取引所における最近 1 年間の月平均売買高の合計が 2 単位未満である場合

した「株式の分布状況表」に記載された流通株式数に当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株式数（当該株式のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株式数を除く。）を加算した数が、審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した数の 5 % 以上となったときは、第 2 号 b に該当しないものとして取り扱う。

(3) 売買高

- a 第 3 号 a の規定は、上場後 1 年未満の銘柄については、適用しない。

(注) 「上場後 1 年」の計算に当たり、上場日が休業日のため月の初日にならなかった場合には、当該月の初日に上場されたものとみなして計算する。

- b 売買高の審査については、当分の間、12 月末日に行うものとする。
- c 第 3 号に規定する「最近 1 年間の月平均売買高」とは、前 b による審査の時からさかのぼって 1 年間における当該銘柄（当該銘柄の新株予約権証券及び新株券を含む。）の本所及び国内の他の金融商品取引所の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。
- d b に規定する日からさかのぼって 1 年以内に単元株式数に変更されている場合には、当該変更前については当該変更前の単元株式数、当該変更後については当該変更後の単元株式数に基づき、第 3 号に規定する売買高を算定するものとする。
- e 第 3 号ただし書に規定する「公募、売出し又は立会外分売」については、次の取扱いによる。
 - (a) 株券上場審査基準の取扱い 2. (1) b の (a) 及び (c)（上場申請に係る公募等の取扱い）の規定は、公募又は売出しの取扱いに準用する。
 - (b) 公募又は売出しは、上場銘柄が第 3 号 a 及び b に該当したと本所が認めた日から起算して 3 か月以内に、不特定多数の者に 5 単位以下の範囲において 1 単位ごとに、均一の価額で行うものとする。この場合には、申込期間の最初の日をもって公募又は売出しを行ったものとして取り扱う。
 - (c) 立会外分売（業務規程第 32 条に規定する立会外分売をいう。以下この取扱いにおいて同じ。）は、上場銘柄が第 3 号 a 又は b に該当したと本所が認めた日から起算して 3 か月以内に 5 単位以下の範囲内で買付申込数量に限度

(4) 上場時価総額

上場時価総額が5億円に満たない場合（直前事業年度の末日における純資産の額が5億円以上であり、かつ、事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面（「事業改善計画書等」という。以下同じ。）を本所に提出している場合を除く。）において、9か月（事業改善計画書等を3か月以内に本所に提出しない場合にあっては、3か月）以内に5億円以上とならないとき（市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めたときにあっては、本所がその都度定めるところによる。）又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき。

を設けて行うものとする。

(d) 公募、売出し又は立会外分売のために必要とする株式数は、100単位以上で、その都度本所が定める株式数とする。

f 上場銘柄が第3号a又はbに該当する場合において、当該上場会社から前eの公募、売出し又は立会外分売を行わない旨の報告を書面で受けたときは、第3号に該当するものとして取り扱う。

(4) 上場時価総額

a 第4号に規定する「上場時価総額が5億円に満たない場合（直前事業年度の末日における純資産の額が5億円以上であり、事業改善計画書等を本所に提出している場合を除く。）」とは、月間平均上場時価総額（本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合その他本所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、本所がその都度定める価格とする。以下同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の前日（休業日を除外する。権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の2日前（休業日を除外する。）の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(4)、2.(2)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が5億円に満たない場合をいうものとする。

b 第4号に規定する「上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数（本所の売買立会における当該株券の日々の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一

の種類株式を割り当てるものに限る。)又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。)の前日(休業日を除外する。(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の2日前(休業日を除外する。)の日)において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このb及び次のcにおいて同じ。)の平均をいう。次のcにおいて同じ。)に2を乗じて得た数値に満たない場合又は月末上場時価総額がその算定の対象となる月の末日における上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合をいうものとする。

- c 第4号に規定する「3か月以内に当該数値以上にならないとき」とは、前bに該当した月の末日の翌日から起算して3か月目の日までの期間内において、毎月の月間平均上場時価総額が当該月の月間平均上場株式数に2を乗じて得た数値以上とならないとき又は毎月の月末上場時価総額が当該月の末日における上場株式数に2を乗じて得た数値以上とならないときをいうものとする。
- d 第4号に規定する「9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に本所に提出しない場合にあっては、3か月)以内に5億円以上とならないとき」とは、前aに該当した月の末日の翌日から起算して9か月目の日(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を3か月目の日までに本所に提出しない場合にあっては、3か月目の日)までの期間内において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が5億円以上とならないときをいうものとする。
- e 上場会社は、本所が第4号に係る該当性の判断に必要と認める場合には、審査対象となる各月における日々の上場株式数を記載した書面を翌月初に本所に提出しなければならない。
- f 上場日の属する月の上場時価総額については、第4号の基準に係る審査対象としないものとする。

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合(本所が定める場合を除く。)において、1か年以内に債務

(5) 債務超過

- a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、連結貸借対照表(比較情報(財務諸表等規則第8条

超過の状態でなくならなかったとき。ただし、本所
が定める場合はこの限りでない。

の2の2、第130条及び第211条並びに、連結財務諸表規則第8条の3、第96条及び第192条に規定する比較情報をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)に基づいて算定される純資産の額(連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。)が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表(比較情報を除く。以下同じ。)に基づいて算定される純資産の額(財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下同じ。)が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。)である場合又は連結財務諸表規則第314条若しくは同規則第316条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(本所が必要と認めるものに限る。))を除外した額をいう。)が負である場合をいうものとする。

- b 株券上場審査基準の取扱い2.(6)c(監査意見に基づく修正)の規定は、第5号の場合に準用する。この場合において「利益」とあるのは、「純資産」と読み替える。
- c 第5号に規定する「1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき」とは、第5号に規定する「債務超過の状態」となった事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日(事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この(5)において「猶予期間」という。)において債務超過の状態でなくならなかった場合をいうものとする。
- d 第5号本文に規定する「本所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。

- (a) 第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日以前3か月間の平均時価総額（本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格に、その日の上場株式数（前(4)aに定める上場株式数をいう。以下この(5)において同じ。）を乗じて得た額の平均（複数の種類の株券を上場している場合は、当該株券の種類ごとに算定した額を合算する。）に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額の平均（本所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。）が1,000億円以上であって、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第4項及び第5項に定める期限までに各項に定める開示を行っているとき
- (b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和7年法律第67号。以下「早期事業再生法」という。）に基づく権利の変更又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）
- e 第5号ただし書に規定する「本所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。
 - (a) 猶予期間の最終日以前3か月の平均時価総額が1,000億円以上である場合であって、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第4項及び第5項に定める期限までに各項に定める開示を行っているとき。
 - (b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定

する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、早期事業再生法に基づく権利の変更又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)

f dの(b)又は前eの(b)に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、dの(b)については第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前eの(b)については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画(dの(b)又は前eの(b)に定める債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイからニまでの区分に従い、当該イからニまでに規定する書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合を含む。)

ハ 早期事業再生法に基づく権利の変更を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面(裁判所による認可の決定を要する場合、当該認可を得ているものであることを証する書面を含む。)

ニ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) dの(b)又は前eの(b)に定める債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となっ

(5)の2 業績

最近4連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合において、1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないとき。

た重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a dに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(5)の2 業績

- a 第5号の2に規定する「最近4連結会計年度」とは、直前連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には直前事業年度）の末日からさかのぼって4連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、事業年度と読み替えるものとする。）をいうものとする。
- b 第5号の2に規定する「営業利益」とは、連結損益計算書等（比較情報を除く。）（審査対象期間において上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書（比較情報を除く。））に記載される営業利益をいうものとする。ただし、上場会社がI F R S任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書上の営業利益に相当する額をいうものとする。
- c 第5号の2に規定する「営業活動によるキャッシュ・フロー」とは、連結キャッシュ・フロー計算書（審査対象期間において上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、キャッシュ・フロー計算書）に記載される営業活動によるキャッシュ・フローをいうものとする。ただし、上場会社がI F R S任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結キャッシュ・フロー計算書上の営業活動によるキャッシュ・フローに相当する額をいうものとする。
- d 第5号の2に規定する「1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないとき」とは、第5号の2に規定する「最近4連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社では期間がある場合は、当該期間については、事業年度を読み替えるものとする。）における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローが負」となった審査対象連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には審査対象事業年度）の末日の翌日か

(6) 銀行取引の停止

上場会社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実にとなった場合。

(7) 破産手続、再生手続又は更生手続

上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、本所が適当と認める再建計画の開示を行った場合には、当該再建計画を開示した日の翌日から1か月間の上場時価総額が5億円以上とならないとき。

ら起算して1年を経過する日（当該1か年目の日が上場株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（この(5)の2dにおいて「猶予期間」という。）において営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないときをいうものとする。

(6) 銀行取引の停止

第6号に規定する「停止されることが確実にとなった場合」とは、上場会社が発行した手形等が不渡りとなり、当該上場会社から銀行取引停止が確実にとなった旨の報告を書面で受けた場合をいうものとする。

(7) 破産手続、再生手続又は更生手続

a 第7号に規定する「上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合」とは、上場会社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合をいう。

b 第7号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、次の(a)から(c)までに掲げる場合を含むものとし、この場合には当該(a)から(c)までに定める日に同号前段に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当該上場会社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

(b) 上場会社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会に付議することの取締役会決議を行った場合

当該上場会社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると本所が認めた日）

(c) 上場会社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権

者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が最近事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

当該上場会社から当該合意を行ったことについての書面による報告

- c 第 7 号後段に規定する「本所が適当と認める再建計画」とは以下の(a)から(c)までに該当するものをいう。

(a) 次のイ又はロに定める場合に従い、当該イ又はロに定める事項に該当すること

イ 上場会社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

ロ 上場会社が前 b の(c)に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前 b の(c)に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

(b) 当該再建計画に次のイ及びロに定める事項が記載されていること

イ 当該上場銘柄の全部を消却するものでないこと

ロ 前(a)のイに規定する見込みがある旨及びその理由又は同(a)のロに規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

(c) 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

- d 第 7 号後段に規定する「上場時価総額が 5 億円以上とならないとき」とは、同号ただし書に規定する 1 か月間の平均上場時価総額（本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格に、その日の上場株式数（(4) b に規定する上場株式数をいう。以下この(7)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は当該 1 か月間の最終日の上場時価総額（当該最終日における本所の売買立会における当該株券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該最終日における上場株式数を乗じて得た額をいう。）が 5 億円以上でないときをいうものとする。

- e 上場会社は、本所が第 7 号後段に規定する上場

(8) 事業活動の停止

上場会社が事業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合。

(9) 不適当な合併等

次の a 又は b に掲げる場合において、当該 a 又は

(8) 事業活動の停止

時価総額が 5 億円以上とならないかどうかの判断に必要と認める場合には、審査対象となる 1 か月間における日々の上場株式数を記載した書面を当該 1 か月間の最終日の翌日に本所に提出しなければならない。

a 第 8 号に規定する「事業活動を停止した場合」とは、上場会社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと本所が認めた場合（天災地変等により一時的に事業活動が停止されたと本所が認めた場合を除く。）をいうものとする。

b 第 8 号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 2 日前（休業日を除外する。）の日

イ 本所の上場株券

ロ 株券上場審査基準第 4 条第 2 項第 1 号又は第 6 条第 2 項第 1 号の規定の適用を受け、同基準第 4 条第 2 項第 1 号又は第 6 条第 2 項第 1 号に規定する会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのある場合における当該株券

(b) 上場会社が、前(a)に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場会社から当該合併に関する株主総会の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

(c) 上場会社が、(a)及び前(b)に規定する事由以外の事由により解散する場合（前(7) b の(b)の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当該上場会社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(9) 不適当な合併等

a 第 9 号 a に規定する「本所が定める行為」とは、

bに該当すると本所が認めた場合

a 上場会社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為（以下このaにおいて「吸収合併等」という。）を行った場合
当該上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合において、当該上場会社（吸収合併等の前においては、当事者である非上場会社として本所が認める者をいう。）が3か年以内に株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないとき。

b 会社が株券上場審査基準第4条第2項の規定の適用を受けて上場した場合（新設合併、株式移転又は新設分割をする場合における当事者すべて上場会社である場合を除く。）

当該会社について株券上場審査基準第4条第2項各号に定める上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合において、当該会社（同項各号に該当する前においては、審査対象である非上場会社として本所が認める者をいう。）が3か年以内に株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないとき。

次に掲げる行為をいうものとする。

- (a) 非上場会社を完全子会社とする株式交換
- (a)の2 非上場会社を子会社とする株式交付
- (b) 分割による非上場会社からの事業の承継
- (c) 非上場会社からの事業の譲受け
- (d) 分割による他の者への事業の承継
- (e) 他の者への事業の譲渡
- (f) 非上場会社との業務上の提携
- (g) 第三者割当による株式の割当て
- (h) その他非上場会社の吸収合併又は(a)から前(g)までと同等の効果をもたらすと認められる行為

b 次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でないと本所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。

(a) 当該上場会社がその連結子会社との間で吸収合併等（株券上場審査基準第4条第2項各号に規定する行為を含む。以下この(a)において同じ。）を行う場合であって、当該連結子会社が、当該吸収合併等を行うことについて当該上場会社の業務執行を決定する機関が決定した日（以下このbにおいて「行為決定日」という。）からさかのぼって3年間に於いて、非上場会社（連結子会社を除く。以下このbにおいて同じ。）との間の合併若しくは前aの(a)から(g)までに掲げる行為又は非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

(b) 当該上場会社が非上場会社の吸収合併、非上場会社を完全子会社とする株式交換又は非上場会社を子会社とする株式交付（非上場会社との間の株券上場審査基準第4条第2項各号に規定する行為を含む。）その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併若しくは前aの(a)から(g)までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていない

こと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ 当該非上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この(b)において「非上場会社連結会社」という。）に係る直前連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の直前事業年度の末日における総資産額）が上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この(b)及び次の(c)において「連結会社」という。）に係る直前連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の直前事業年度の末日における総資産額）未満であること。

ハ 非上場会社連結会社の直前連結会計年度の売上高（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の直前事業年度の売上高）が連結会社の直前連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の直前事業年度の売上高）未満であること。

ニ 非上場会社連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の直前事業年度の経常利益金額とし、当該非上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）が連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の直前事業年度の経常利益金額とし、上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）未満であること。

(c) 非上場会社から分割による事業の承継又は非上場会社から事業の譲受けその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間の当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併若しくは前 a の(a)から(g)までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同に

よる株式移転その他これらと同等の効果を
もたらすと認められる行為を行っていない
こと又は行うことについてその業務執行を
決定する機関が決定していないこと。

ロ 事業の承継又は譲受けの対象となった資
産の額が連結会社に係る直前連結会計年度
の末日における連結財務諸表における総資
産額（上場会社が連結財務諸表提出会社で
ない場合は、上場会社の直前事業年度の末
日における総資産額）未満であること。

ハ 事業の承継又は譲受けの対象となった部
門等における売上高に相当すると認められ
る額が連結会社の直前連結会計年度の売上
高（上場会社が連結財務諸表提出会社で
ない場合は、上場会社の直前事業年度の
売上高）未満であること。

ニ 事業の承継又は譲受けの対象となった
部門等における経常利益金額に相当する
と認められる額が連結会社の直前連結会
計年度の連結経常利益金額（上場会社が
連結財務諸表提出会社でない場合は、上
場会社の直前事業年度の経常利益金額と
し、上場会社が I F R S 任意適用会社で
ある場合は、親会社の所有者に帰属する
当期利益金額とする。）未満であること。

(d) 分割による他の者への事業の承継（次の(e)
に規定する場合を除く。）、他の者への事業の譲
渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当
による株式の割当て、その他これらと同等の効
果をもたらすと認められる行為を行う場合に
おいて、行為決定日からさかのぼって3年間に
当該行為の当事者（その関係会社を含む。）と
の間で合併若しくは前 a の(a)から(g)までに
掲げる行為又は当該当事者との共同による株
式移転その他これらと同等の効果をもたらす
と認められる行為を行っていないこと又は行
うことについてその業務執行を決定する機関
が決定していないこと。

(e) 当該上場会社が非上場会社との間で株券上
場審査基準第4条第2項第3号に規定する行
為（吸収分割に限る。）を行う場合において、
次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当
該非上場会社（その関係会社を含む。）との
間で合併若しくは前 a の(a)から(g)までに

掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ 当該非上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この（e）において「非上場会社連結会社」という。）に係る直前連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の直前事業年度の末日における総資産額）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった資産の額未満であること。

ハ 非上場会社連結会社の直前連結会計年度の売上高（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の直前事業年度の売上高）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額未満であること。

ニ 非上場会社連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表等提出会社でない場合は、当該非上場会社の直前事業年度の経常利益金額とし、当該非上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額未満であること。

ｃ 前 b に掲げる基準のいずれにも該当しない場合においては、第 9 号に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、当該上場会社（（c）及び（d）を除き、その企業グループを含む。）に関する次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

（a）経営成績及び財政状態

（b）役員構成及び経営管理組織（事業所の所在地を含む。）

（c）株主構成

（d）商号

（e）その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項

(9)の2 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当（上場有価証券の発行者の会社情報の

- d 第9号aに規定する「当事者である非上場会社として本所が認める者」は、非上場会社の吸収合併、非上場会社を完全子会社とする株式交換又は非上場会社を子会社とする株式交付を行う場合における当該非上場会社その他これに類するものとして本所が認める者をいう。
- e 第9号bに規定する「審査対象である非上場会社として本所が認める者」とは、次の(a)から(d)までに掲げる場合における非上場会社をいう。
 - (a) 非上場会社又は非上場会社の子会社と合併する場合（当該非上場会社が株券上場審査基準第4条第2項第1号の規定の適用を受ける場合に限る。）
 - (b) 非上場会社若しくは非上場会社の子会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合（当該非上場会社が株券上場審査基準第4条第2項第2号の規定の適用を受ける場合に限る。）（(c)に掲げる場合を除く。）
 - (c) 他の会社の完全子会社となる場合（非上場会社と共同で株式移転を行う場合（これと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合を含む。）に限る。）又はこれに準ずる状態になる場合（当該他の会社が株券上場審査基準第4条第2項第2号の規定の適用を受ける場合に限る。）
 - (d) 非上場会社と会社分割を行う場合（当該非上場会社が株券上場審査基準第4条第2項第3号の規定の適用を受ける場合に限る。）
- f 第9号に規定する「3か年以内」とは、上場会社が同号a又はbに掲げる場合に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日の翌日から起算して3か年目の日（当該日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間（以下この(9)において「猶予期間」という。）をいうものとする。
- g 第9号に規定する「株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しない」かどうかの審査は、株券上場審査基準第2条第1項及び第4条（第2項を除く。）（アンビシャスの上場会社である場合には、第5条第1項及び第6条第1項）に定めるところによる新規上場申請者についての審査に準じて行うものとする。

(9)の2 支配株主との取引の健全性の毀損

第9号の2に規定する支配株主との取引の健全

適時開示等に関する規則（以下「適時開示規則」という。）第5条の2に規定する第三者割当をいう。以下同じ。）により支配株主（適時開示規則第2条第2号gに規定する支配株主をいう。以下同じ。）が異動した場合において、3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると本所が認めるとき

性の毀損の取扱いとは次の各号に定めるところによる。

- a 企業行動規範に関する取扱い 1. (3)の規定は、第9号の2に規定する本所が定める者について準用する。
- b 第9号の2に規定する第三者割当により支配株主が異動した場合とは、当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合をいう。
- c 第9号の2に規定する3年以内とは、上場会社が同号に規定する第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した日が属する事業年度の末日の翌日から起算して3年を経過する日までの期間をいうものとする。
- d 第9号の2に規定する第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した上場会社は、原則として、該当した日が属する事業年度の末日を経過した後及び当該末日の翌日から起算して1年を経過するごとに（前号に定める期間に限る。）、各事業年度における支配株主（当該割当てにより交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合における募集株式等の割当てを受けた者及び当該募集株式等の譲渡が行われた場合における当該募集株式等の譲渡を行った者を含む。以下この1.(9)において同じ。）との取引状況等について記載した書面の提出を速やかに行わなければならない。
- e 第9号の2に規定する第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した上場会社は、支配株主との取引状況等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。
- f 第9号の2に規定する支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると本所が認めるときに該当するかどうかの審査は、dに規定する書面及び前eに規定する報告の内容及び前eに規定する報告の合理性、取引条件の妥当性その他の事情を総合的に勘案して行う。

(10) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間の経過後1

(10) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延

第10号に規定する取扱いで定める場合とは、次のa又はbに掲げる場合をいい、第10号に規定する取扱いで定める期間とは、次のa又はbに掲げる場合の区分に従い、当該a又はbに定める期間をいう。

か月以内（取扱いで定める場合にあつては、取扱いで定める期間内とし、最終日が休業日に当たる場合にあつては、順次繰り下げる。）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(11) 虚偽記載又は不適正意見等

第3条の5第1項第2号a又はbに該当する場合であつて、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると本所が認めるとき

(11)の2 特別注意銘柄等

次のaからgまでに掲げる場合の区分に従い、当該aからgまでに定める場合に該当するとき

- a 第3条の5第1項各号に掲げる場合であつて、かつ、上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと本所が認めるとき

上場会社の内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがないと本所が認める場合

- b 第3条の5第1項の規定により特別注意銘柄へ指定された場合であつて、同条第2項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき

上場会社の内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがなくなったと本所が認める場合

- c 第3条の5第2項の規定により内部管理体制確認書が提出された場合

上場会社の内部管理体制等が適切に整備されていると認められない場合又は適切に運用される見込みがなくなったと本所が認める場合

- d 第3条の5第4項第2号aの規定により特別注意銘柄の指定が継続された場合であつて、同条第5項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき

上場会社の内部管理体制等が適切に整備

- a 開示府令第15条の2第3項又は第18条の2第4項に規定する承認を得た場合

当該承認を得た期間の経過後8日目（休業日を除く。）の日まで

- b 天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合（前aに該当する場合を除く。）

法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間の経過後3か月以内

(11) 虚偽記載又は不適正意見等

- a 株券上場審査基準の取扱い2.(7)a（虚偽記載）の規定は、第11号の場合に準用する。

- b 第11号に規定する直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであるかどうかの審査は、有価証券報告書等における虚偽記載又は不適正意見等に係る期間、金額、態様及び株価への影響その他の事情を総合的に勘案して行う。

(11)の2 特別注意銘柄等

第11号の2に規定する次のaからdまでに掲げる審査は、当該aからdまでに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

- a 第11号の2aに規定する内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがないかどうかの審査

事実関係の究明への着手の状況、再発防止のための検討を行う方針の有無及びその開示の状況並びに当該方針の実行可能性

- b 第11号の2bに規定する内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがなくなったかどうかの審査

改善計画の進捗状況、改善計画に未了部分がある場合にはその原因・情状及び当該未了部分に係る具体的かつ実効的な実行計画の有無及びその合理性

- c 第11号の2c及びdに規定する内部管理体制等が適切に整備されていると認められないかどうか又は適切に運用される見込みがなくなったかどうかの審査

3.の2(3)及び前bに定める事項

されていると認められない場合又は適切に運用される見込みがなくなったと本所が認める場合

e 第3条の5第5項の規定により内部管理体制確認書が再提出された場合

上場会社の内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合

f 第3条の5第4項第2号b、第7項第2号又は第10項第1号bの規定により特別注意銘柄の指定が継続された場合であって、同条第8項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき

上場会社の内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合

g 第3条の5第8項の規定により内部管理体制確認書が再提出された場合

上場会社の内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合

(12) 上場契約違反等

次のa又はbに掲げる場合において、当該a又はbに該当すると本所が認めた場合

a 上場会社が上場契約に関する重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2又は第11条の4第4項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合

d 第11号の2e、f及びgに規定する内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められないかどうかの審査

3.の2(3)に定める事項

(12) 上場契約違反等

a 第12号aに規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

(a) 上場会社が、第3条の3第2項、第3条の6第2項に規定する書面又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面若しくは同規則第14条第3項（同規則第14条の2第7項又は同規則第14条の3第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。

イ 第3条の3第2項、第3条の6第2項に規定する書面は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面若しくは同規則第14条第3項（同規則第14条の2第7項又は同規則第14条の3第5項において準用する場合を含む。）に規定する改善報告書を提出しない場合には、第12号aに該当することとなること。

ロ 請求理由

b 上場会社が新規上場の申請に係る宣誓書（有価証券上場規程第3条の2の規定により提出した宣誓書をいう。ただし、株券上場審査基準第4条第2項又は同基準第6条第2項の規定の適用を受けて当該申請を行った者が提出した宣誓書を除く。）において宣誓した事項について違反を行い（前aの場合を除く。）、新規上場に係る基準に適合していなかったと本所が認めた場合（本所が

ハ 提出期限

(b) 前号のほか、本所が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項又は同規則第14条の2第6項（同規則第14条の3第3項又は第4項において準用する場合を含む。）の規定により改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと認める場合

(c) 企業行動規範に関する規則第19条第3項の規定に基づき上場会社に対して警告措置を行うことが必要と認める場合で、次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ 当該上場会社が、本所が当該警告措置を行うことが必要と認めた日から起算して過去5年以内に企業行動規範に関する規則第19条第1項に基づく公表措置及び同規則第19条第2項に基づく警告措置を受けているとき。

ロ 当該上場会社が、本所が当該警告措置を行うことが必要と認めた日から起算して過去5年以内に企業行動規範に関する規則第19条第2項に基づく警告措置及び同規則第19条第3項に基づく警告措置を受けているとき。

ハ 当該上場会社が、本所が当該警告措置を行うことが必要と認めた日から起算して過去5年以内に企業行動規範に関する規則第19条第3項に基づく警告措置を2回受けているとき。

(d) (a)から前(c)までのほか、上場会社が上場契約について重大な違反を行ったと本所が認める場合

b 第12条aに規定する違反の重大性の審査は、上場契約についての違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状その他の事情を総合的に勘案して行う。

c 第12号bに規定する「新規上場に係る基準」とは、次の(a)又は(b)の市場区分に従い、次の(a)又は(b)に掲げる基準をいう。

(a) 本則市場
株券上場審査基準第2条及び第4条

(b) アンビシャス
株券上場審査基準第5条及び第6条

d 第12号bに規定する「本所が定める基準」と

定める基準に適合しないかどうかの審査を本所が不要と認めた場合を除く。)において、当該上場会社が本所が定める基準に適合しないとき。

は、次の(a)又は(b)に掲げる上場会社が発行する上場株券が上場している市場区分(有価証券上場規程第11条の9の規定により上場市場の変更が行われる場合は、上場市場の変更後の市場区分)に従い、当該区分に掲げる基準をいう。

(a) 本則市場

株券上場審査基準第2条及び第4条

(b) アンビシャス

株券上場審査基準第5条及び第6条

e 第12号bに規定する新規上場に係る基準に適合していなかったと本所が認めた場合又は本所が定める基準に適合しないかどうかの審査を本所が不要と認めた場合に該当するかどうかの審査は、宣誓書において宣誓した事項についての違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状その他の事情を勘案して行う。

f 上場会社が新規上場の申請に係る宣誓書(有価証券上場規程第3条の2の規定により提出した宣誓書をいう。)において違反を行った場合には、本所はb及び前eに係る審査を併合して行う。

(13) 株式事務代行機関への委託

上場会社(株券上場審査基準第4条第1項第10号ただし書に該当する上場会社を除く。)が株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(14) 株式の譲渡制限

上場会社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし、特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合であって、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないと認められるときは、この限りでない。

(15) 完全子会社化

上場会社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(13) 株式の譲渡制限

a 株券上場審査基準の取扱い2.(9)(株式の譲渡制限の取扱い)の規定は、第14号の場合に準用する。

b 株式の譲渡につき制限を行う場合において、当該上場会社から譲渡制限に関して株主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第14号に該当するものとして取り扱う。

(14) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の2日前(休業日を除外する。)の日

(a) 他の上場会社が発行する上場株券

(b) 株券上場審査基準第4条第2項第2号又は

(16) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(17) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合。

第6条第2項第2号の規定の適用を受け、同各号に規定する会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのある場合における当該株券

b 前a以外の場合は、当該上場会社から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

(15) 株主の権利の不当な制限

第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」には、上場会社が次に掲げる行為を行っていると本所が認めた場合を含むとする。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、買収への対応方針の導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止（企業行動規範第9条第2号に規定する廃止をいう。）又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である上場会社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当該上場会社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当該上場会社に対する買収の実現を困難にする方策であると本所が認めるときは、当該上場会社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされ

た拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと本所が認める場合は、この限りでない。

d 上場株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと本所が認める場合は、この限りでない。

e 上場株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと本所が認めるものに限る。）

f 企業行動規範に関する規則の取扱い 1. (1)に規定する議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと本所が認める場合は、この限りでない。

g 前 f に規定する株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと本所が認める場合に該当するかどうかの審査は、当該第三者割当の目的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手続の実施状況その他の条件を総合的に勘案して行う。

h 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと本所が認めるものに限る。）

i 前 h に規定する株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと本所が認めるものに該当するかどうかの審査は、次の(a)から(c)までに掲げる事項その他の条件を総合的に勘案して行う。

- (a) 議決権を失うこととなる株主の数
- (b) 株式併合の目的
- (c) キャッシュアウトされる株主の数

(18) 全部取得

上場会社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(16) 全部取得

第 18 号に該当する日は、次の a 又は b に定めるところによる。

- a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される

(18)の2 株式等売渡請求による取得

特別支配株主（会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいう。）が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(18)の3 株式併合

上場会社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

(19) 反社会的勢力の関与

上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして本所が定める関係を有している事実が判明した場合において、その実態が本所の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと本所が認めるとき

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

2 事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社についての前項第1号及び第2号の規定の適用については、株主基準日における株主数、流通株式数及び上場株式数を事業年度の末日における株主数、流通株式数及び上場株式数とみなすものとする。

（アンビシャス上場銘柄の上場廃止基準）

第2条の2 アンビシャス上場銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。

(1) 株主数

株主数が、上場会社の事業年度の末日において

場合であって、有価証券上場規程第9条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、原則として、株式の取得がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日

b 前a以外の場合は、上場会社から、株式の全部を取得することが確定した旨の書面による報告を受けた日

(17) 株式等売渡請求による取得

第18号の2に該当する日は、上場会社から、株式等売渡請求に関して承認した旨の書面による報告を受けた日とする。

(18) 株式併合

第18号の3に該当する日は、上場会社から、株式併合に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日とする。

(19) 反社会的勢力の関与

a 企業行動規範に関する規則の取扱い4.(1)の規定は、第19号に規定する上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして本所が定める関係について準用する。

b 第19号に規定するその実態が本所の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと本所が認めるときに該当するかどうかの審査は、反社会的勢力の関与を受けている事実の内容、当該関与を受けるに至った経緯、原因、反社会的勢力による関与を防止するための社内体制の整備状況、金融商品市場に対する投資者の信頼の毀損の状況及び事案において特別に考慮すべき事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

2. 第2条の2（アンビシャスの上場廃止基準）第1項 関係

(1) 株主数

a 前1.(2)の規定（流通株式数に係る部分を除

100 人未満である場合において、1 か年以内に 100 人以上とならないとき。ただし、本所が定める場合はこの限りでない。

(2) 上場時価総額

上場時価総額が 2 億円に満たない場合（直前事業年度の末日における純資産の額が 2 億円以上であり、かつ、事業改善計画書等を本所に提出している場合を除く。）において、9 か月（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を 3 か月以内に本所に提出しない場合にあっては、3 か月）以内に 2 億円以上とならないとき（市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めたときにあっては、本所がその都度定めるところによる。）又は上場時価総額が上場株式数に 2 を乗じて得た数値に満たない場合において、3 か月以内に当該数値以上とならないとき。

(3) 前条第 1 項第 3 号又は第 5 号から第 20 号まで（第 7 号中「5 億円」とあるのは「2 億円」と、第 9 号 b 中「株券上場審査基準第 4 条第 2 項」とあるのは「株券上場審査基準第 6 条第 2 項」と読み替える。）のいずれかに該当した場合

く。）は、第 1 号に規定する株主数の取扱いについて準用する。この場合において、「150 人」とあるのは「100 人」と読み替える。

b 第 1 号の規定については、上場申請事業年度の翌事業年度から起算して 2 事業年度の間は適用しないものとする。

(2) 上場時価総額

a 第 2 号に規定する「上場時価総額が 2 億円に満たない場合（直前事業年度の末日における純資産の額が 2 億円以上であり、かつ事業改善計画書等を本所に提出している場合を除く。）」とは、月間平均上場時価総額又は月末上場時価総額が 2 億円に満たない場合をいうものとする。

b 第 2 号に規定する「9 か月（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を 3 か月以内に本所に提出しない場合にあっては、3 か月）以内に 2 億円以上とならないとき」とは、前 a に該当した月の末日の翌日から起算して 9 か月目の日（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を 3 か月目の日までに本所に提出しない場合にあっては、3 か月目の日）までの期間において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が 2 億円以上とならないときをいうものとする。

c 1. (4) b 及び c の規定は、第 2 号の場合に準用する。

d アンビシャスの上場会社は、本所が第 2 号に係る該当性の判断に必要と認める場合には、審査対象となる各月における日々の上場株式数（1. (4) b に規定する上場株式数をいう。）を記載した書面を翌月初に本所に提出しなければならない。

e 第 2 号の規定については、上場申請事業年度の翌事業年度から起算して 4 事業年度の間は適用しないものとする。

(3) 第 3 号の規定により第 2 条第 1 項第 7 号の規定を適用する場合における 1. の規定については、(7) d 及び e 中「5 億円」とあるのは「2 億円」と読み替える。

(4) 上場会社が債務超過の状態となった場合において、債務超過の状態となった事業年度の末日以前 3 か月の平均上場時価総額が 100 億円以上であって、かつ、債務超過の状態となった理由が中長期的な企業価値向上に向けた投資活動に起因して生じた損失によると本所が認めたときにおける第 3 号の規

- 2 事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社についての前項第1号の規定の適用については、株主基準日における株主数を事業年度の末日における株主数とみなすものとする。

(審査の資料)

第3条 第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第5号の2並びに前条第1項第1号の審査は、上場会社の事業年度の末日現在の資料に基づいて審査を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号及び第2号並びに前条第1項第1号の審査は、本所が定めるところにより、上場会社の事業年度の末日以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

(上場廃止に係る審査の申請等)

第3条の2 本所は、第2条第1項第7号(第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)に定める本所が適当と認める再建計画であるかどうか及び上場時価総額の審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところによるものとし、当該申請が行われなかった場合は、第2条第1項第7号前段に該当したものとみなす。

- 2 本所は、第2条第1項第9号(第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に定める株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないかどうかの審査については、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところによるものとし、当該申請が行われなかった場合(当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。)は、第2条第1項第9号に該当したものとみなす。

- 3 本所は、第2条第1項第12号b(第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)に定める本所が定める基準に適合するかどうかの審査については、上場会社からの申請に基づき行うものとし、当該申請が行われなかった場合(当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。)は、第2条第1項第12号bに該当したものとみなす。

- 4 第2項の申請を行う場合は、当該上場会社は、幹事

定による第2条第1項第5号を適用する場合については、第2条第1項第5号中「1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき」とあるのは「本所が適当と認める期間内に債務超過の状態でなくならなかったとき」と読み替えるものとする。

3. 第3条の2(上場廃止に係る審査の申請等)関係

- (1) 上場会社が第2項の申請を行うことができる期限は、猶予期間が終了した後最初の有価証券報告書の提出日から起算して8日目の日とする。
- (2) 上場会社が第3項の申請を行うことができる期限は、第2条第1項第12号bに規定する新規上場に係る基準に適合していなかったと本所が認めた日から1年を経過する日までとする。

会員が作成した本所所定の「確認書」を提出するものとする。

- 5 本所は、第1項から第3項までの審査のため必要と認めるときには、上場会社に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他当該審査に対する協力を求めることができるものとする。

(上場廃止に係る該当性の判断における本所への協力義務)

第3条の3 上場会社は、本所が当該上場会社の発行する上場株券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等若しくは中間財務諸表等の監査証明等又は適時開示規則第2条第1項第3号の2に規定する四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士(当該公認会計士であった者を含む。次項において同じ。)に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

- 2 上場会社は、前項の規定により本所が当該公認会計士に対して事情説明等を求めるため、本所が請求した場合には、当該公認会計士が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第3条の4 上場株券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場株券を監理銘柄に指定することができる。

- 2 上場株券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場株券を整理銘柄に指定することができる。
- 3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、別添「監理銘柄及び整理銘柄に関する規則」により定める。

(特別注意銘柄の指定及び指定解除)

第3条の5 本所は、次の各号に掲げる場合であつて、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特別注意銘柄に指定することができる。

- (1) 上場会社が第2条第1項第9号の2、第12号a(有価証券上場規程第3条の2の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合を除く。)、第19号又は第20号(第

3.の2 第3条の5(特別注意銘柄の指定及び指定解除)関係

- (1) 第1項の規定に基づく特別注意銘柄の指定は、次のaからeまでに掲げる場合において、当該aからeまでに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a 本所が第2条第1項第9号の2、第12号a、第19号又は第20号(第2条の2第1項第3号による場合を含む。)に該当するおそれがある」と認

- 2条の2第1項第3号による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認めた後、当該各号に該当しないと本所が認めた場合
- (2) 次のaからcまでのいずれかに該当する場合
- a 上場会社が有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合
 - b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が、期中レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合。ただし、「意見の表明をしない」旨又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。
 - c 上場会社の適時開示規則第2条第1項第3号の2に規定する四半期財務諸表等に、同条第1項第3号の4の規定により、期中レビュー報告書が添付された場合であって、当該期中レビュー報告書において、公認会計士等によって、「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載されたとき。ただし、「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。
- (3) 上場会社が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下、「適時開示規則」という。）第2章の規定に違反したと本所が認めた場合
- (4) 上場会社が企業行動規範に関する規則第2章の規定に違反したと本所が認めた場合
- めた事象の内容、経緯、原因及びその情状。
- b 第1項第2号に掲げる場合
 - 次の(a)及び(b)に定める事項
 - (a) 有価証券報告書等における虚偽記載又は不適正意見等に係る期間、金額、態様及び株価への影響
 - (b) 有価証券報告書等における虚偽記載又は不適正意見等の原因となった行為、会社関係者の関与状況及び内部管理体制等の整備・運用の状況
 - c 第1項第3号に掲げる場合
 - 次の(a)から(c)までに定める事項
 - (a) 適時開示等された情報についての投資判断情報としての重要性
 - (b) 上場会社が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下、「適時開示規則」という。）第2章の規定に違反した経緯、原因及びその情状
 - (c) 過去における適時開示規則第2章の規定の遵守状況等
 - d 第1項第4号に掲げる場合
 - 次の(a)及び(b)に定める事項
 - (a) 上場会社が企業行動規範に関する規則第2

- (5) 適時開示規則第14条第3項（第14条の2第7項において準用する場合を含む。）の規定により改善報告書を提出した上場会社において、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと本所が認めた場合
- 2 前項の規定により特別注意銘柄へ指定されている上場株券の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の状況等について記載した書面（以下「内部管理体制確認書」という。）の提出を行わなければならない。
- 3 本所は、前項の規定により提出された内部管理体制確認書の内容及び第11項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制等の審査を行う。
- 4 本所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券を取り扱うものとする。
- (1) 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認める場合（次号bに該当する場合を除く。）
特別注意銘柄の指定の解除
- (2) 次のa又はbに該当する場合
- a 内部管理体制等が適切に整備されていると本所が認めるものの、適切に運用されていると認められない場合（第2条第1項第11号の2cに規定する上場会社の内部管理体制等が適切に運用される見込みがなくなったと本所が認める場合を除く。）
- b 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認めるものの、次の(a)又は(b)に該当する場合
- (a) 事業の継続性及び収益性が確保されていない場合として本所が定める場合
- (b) 第2条第1項第1号、第2号a、第4号から第5号の2（第2条の2第1項第3号の規定による第2条第1項第5号又は第5号の2の場合を含む。）まで、第2条の2第1項第1号

- 章の規定に違反した経緯、原因及びその情状
- (b) 過去における企業行動規範に関する規則第2章の規定の遵守状況等
- e 第1項第5号に掲げる場合
次の(a)及び(b)に定める事項
- (a) 本所が適時開示規則第14条第1項若しくは第2項（適時開示規則第14条の2第7項において準用する場合を含む。）又は同規則第14条の2第6項の規定により改善報告書の提出を求めた事象の内容、経緯、原因及びその情状
- (b) 適時開示規則第14条第3項（適時開示規則第14条の2第7項において準用する場合を含む。）の規定により提出された改善報告書に記載された改善措置の実施状況及び運用状況
- (2) 第2項に規定する「内部管理体制確認書」とは、有価証券上場規程に関する取扱要領2.(1)のeに規定する「上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）」に準じた書面（第3項又は第6項の審査において「上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）」に準じた書面の提出を要しないと本所が認めた場合にあっては、本所がその都度定める書面）をいう。
- (2)の2 第4項第2号b(a)、第7項第2号a及び第10項第1号b(a)に規定する本所が定める場合とは、a又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに掲げる場合をいう。
- a 本則市場の上場会社
- (a) 直前の事業年度若しくは連結会計年度の財務諸表等、中間会計期間若しくは中間連結会計期間の中間財務諸表等又は四半期会計期間若しくは四半期連結会計期間の適時開示規則第2条第1項第3号の2に規定する四半期財務諸表等（直近で提出又は開示した有価証券報告書、半期報告書又は同号に規定する決算の内容が対象とするものをいう。）に継続企業の前提に関する事項を注記している場合
- (b) 株券上場審査基準第4条第1項第5号又は第6号に適合していない場合。この場合において、株券上場審査基準第4条第1項第5号中「上場日」とあるのは、「直前の事業年度、中間会計期間又は四半期会計期間（直近で提出又は開示した有価証券報告書、半期報告書又は適時開示規則第2条第1項第3号の2に定める決算の内容が対象とする事業年度、中間会計期間又は四半期会計期間をいう。）の末日」と、

又は第2号で定める期間内にあるとき、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号aの(b)の2又は(c)に該当しているときその他第2条第1項第5号に該当する見込みがある場合として本所が定める場合

特別注意銘柄の指定の継続

5 前項第2号aの規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券の発行者である上場会社は、本所が当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（本所が当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の末日から起算して3か月以内に、内部管理体制確認書の再提出を行わなければならない。

6 本所は、前項の規定により再提出された内部管理体制確認書内容及び第11項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制等の審査を行う。

7 本所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券を取り扱うものとする。

(1) 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認める場合（次号に該当する場合を除く。）

特別注意銘柄の指定の解除

(2) 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認めるものの、次のa又はbに該当する場合

a 事業の継続性及び収益性が確保されていない場合として本所が定める場合

b 第2条第1項第1号、第2号a、第4号から第5号の2（第2条の2第1項第3号の規定による第2条第1項第5号又は第5号の2の場合を含む。）まで、第2条の2第1項第1号又は第2号で定める期間内にあるとき、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号aの(b)の2又は(c)に該当しているときその他第2条第1項第5号に該当する見込みがある場合として本所が定める場合

特別注意銘柄の指定の継続

8 第4項第2号b、前項第2号又は第10項第1号bの規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券の発行者である上場会社は、本所が当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（本所が当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期

株券上場審査基準第4条第1項第6号中「基準事業年度（有価証券上場規程第3条第2項第4号に定める「上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）」とあるのは、「直前事業年度」と、と読み替える。

b アンビシャスの上場会社

直前の事業年度若しくは連結会計年度の財務諸表等、中間会計期間若しくは中間連結会計期間における中間財務諸表等又は四半期会計期間若しくは四半期連結会計期間の適時開示規則第2条第1項第3号の2に規定する四半期財務諸表等（直近で提出又は開示した有価証券報告書、半期報告書又は同号に定める決算の内容が対象とするものをいう。）に継続企業の前提に関する事項を注記している場合

(2)の3 第4項第2号b(b)、第7項第2号b及び第10項第1号b(b)に規定する本所が定める場合とは、直前の四半期会計期間の末日において、第2条第1項第5号の規定に準じて算定し、債務超過の状態となったときをいう。

- 間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度)の末日から起算して3か月以内に、内部管理体制確認書の再提出を行わなければならない。
- 9 本所は、前項の規定により再提出された内部管理体制確認書の内容及び第11項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制等の審査を行う。
- 10 本所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券を取り扱うものとする。この場合における当該各号に掲げる審査の区分は、本所が定めるところによる。
- (1) 第一回目の審査又は第二回目の審査
- a 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認める場合(次のbに該当する場合を除く。)
- 特別注意銘柄の指定の解除
- b 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認めるものの、次の(a)又は(b)に該当する場合
- (a) 事業の継続性及び収益性が確保されていない場合として本所が定める場合
- (b) 第2条第1項第1号、第2号a、第4号から第5号の2(第2条の2第1項第3号の規定による第2条第1項第5号及び第5号の2の場合を含む。)まで、第2条の2第1項第1号及び第2号で定める期間内にあるとき、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号aの(b)の2又は(c)に該当しているときその他第2条第1項第5号に該当する見込みがある場合として本所が定める場合
- 特別注意銘柄の指定の継続
- (2) 第三回目の審査
- 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認める場合は、特別注意銘柄の指定の解除を行う。
- 11 第1項の規定により特別注意銘柄へ指定された上場株券の発行者である上場会社は、当該上場会社の内部管理体制等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。
- 12 適時開示規則第3条第2項及び第3項の規定は、前項の規定に基づく照会について準用する。
- 13 第1項の規定により特別注意銘柄へ指定された上場株券の発行者である上場会社が、次の各号に該当す
- (2)の4 第10項各号に掲げる審査の区分については、次のaからcまでに定めるところによる。
- a 第10項第1号に定める第一回目の審査
- 第4項第2号b又は第7項第2号の規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券の発行者についての同条第9項に定める内部管理体制等の審査
- b 第10項第1号に定める第二回目の審査
- 前号の審査の結果に基づき、第10項第1号bの規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券の発行者についての第9項に定める内部管理体制等の審査
- c 第10項第2号に定める第三回目の審査
- 前号の審査の結果に基づき、第10項第1号bの規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券の発行者についての第9項に定める内部管理体制等の審査
- (2)の5 第13項に規定する本所が定める日とは、次のaからcまでに掲げる区分に従い、当該aからc

る場合には、本所が定める日に、特別注意銘柄の指定の解除を行う。

- (1) 有価証券上場規程第11条の4の規定により当該上場株券の上場市場の変更申請を行い、本所が上場市場の変更を適当と認めた場合
- (2) 有価証券上場規程第11条の8条第1項の規定により、第11条の7第2項又は第3項に定める本所が定める基準に適合しないかどうかの審査の申請を行い、当該本所が定める基準に適合していると本所が認めた場合
- (3) 第3条の2第2項の規定により、第2条第1項第9号に定める本所が定める基準に適合しないかどうかの審査の申請を行い、当該本所が定める基準に適合していると本所が認めた場合

(実効性の確保に係る規定の審査における本所への協力義務)

第3条の6 上場会社は、本所が第3条の5の規定に基づく審査に必要と認めて、財務諸表等若しくは中間財務諸表等の監査証明等又は適時開示規則第2条第1項第3号の2に規定する四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 上場会社は、前項の規定により本所が当該公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、本所が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることに同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

(上場廃止日)

第4条 上場株券の上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱い、本所が定める取扱いによる

までに掲げる日をいう。

- a 第13項第1号に定める場合
第13項第1号に規定する上場市場の変更の日
- b 第13項第2号に定める場合
第13項第2号に規定する本所が定める基準に適合していると本所が認めた日
- c 第13項第3号に定める場合
第13項第3号に規定する本所が定める基準に適合していると本所が認めた日

- (3) 第3項、第6項及び第10項に規定する内部管理体制等の審査は、株券上場審査基準の取扱い
1. (2) b、c、d、4. (1) a、c 又は d の規定に準ずる事項（特別注意銘柄の指定後における上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則及び企業行動規範に関する規則の遵守状況及び遵守を確保するための体制の整備及び運用の状況を含む。）その他の事情を総合的に勘案して行う。
- (4) 上場会社が第3条の5第1項第2号 a 又は b に該当した場合には、本所は 3. の 2(1) b 並びに 1. (11) b 及び 1. (11) の 2 a に係る審査を併合して行う。

4. 第4条（上場廃止日の取扱い）関係
第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の

ものとする。

(1)から(8)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(8)までに定めるところによる。

(1) 第2条第1項第3号(第2条の2第1項第3号による場合を含む。)に該当することとなった上場株券については、「本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、10日間(休業日を除外する。)を経過した日。

(2) 第2条第1項第7号(第2条の2第1項第3号による場合を含む。)に該当(上場会社が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。)する上場株券又は同条第1項第8号のうち1.(8)bの(c)の規定に該当する上場株券(解散の効力の発生の日が、本所が当該株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。)

本所が当該上場株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)を経過した日(解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日の翌日)。

(3) 第2条第1項第8号(第2条の2第1項第3号による場合を含む。)のうち、本取扱い1.(8)bの(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合に該当する上場株券

合併がその効力を生ずる日の2日前(休業日を除外する。)の日。

(4) 第2条第1項第12号a(第2条の2第1項第3号による場合を含む。)のうち、株券上場審査基準第4条第2項第3号又は第6条第2項第3号に規定する場合に該当する上場株券

新株式の交付に係る基準日の前日(休業日を除外する。当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の2日前(休業日を除外する。)の日)。

(5) 第2条第1項第15号(第2条の2第1項第3号による場合を含む。)に該当する上場株券

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の2日前(休業日を除外する。)の日。

(6) 第2条第1項第18号(第2条の2第1項第3号による場合を含む。)に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の2日前(休業日を除外する。)の日。

(6)の2 第2条第1項第18号の2(第2条の2第1項第3号において読み替える場合を含む。)に該当する上場株券

株式の取得がその効力を生ずる日の2日前(休業日を除外する。)の日

(6)の3 第2条第1項第18号の3(第2条の2第1

付 則（平成 11. 3. 1）抄

2 改正後の第 2 条第 5 号の規定は、平成 15 年 1 月 1 日以後の決算期において該当する上場銘柄から適用し、同日前に到来する決算期において該当することとなる上場銘柄については、なお従前の例による。

付 則（平成 13. 10. 1）抄

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定施行の際、現に猶予期間内にある銘柄については、施行日の前日において改正前の第 2 条第 2 号 b に定める株主数に達していたものとみなす。

3 第 1 項の規定にかかわらず、改正後の昭和 57 年 10 月 1 日改正付則第 3 項及び第 4 項の規定は、商法等の一部を改正する等の法律（平成 13 年法律第 79 号）附則第 2 条又は第 24 条においてなお従前の例によるとされた自己株式については適用しない。

付 則（平成 14. 1. 1）抄

2 この改正規定施行の際、現に本所に上場されている株券で指定保管振替機関に対する保振法第 6 条の 2 に規定する同意がなされていないものについては、平成 15 年 9 月 30 日までに当該同意がなされなかった場

項第 3 号による場合を含む。）に該当する上場株券株式併合がその効力を生ずる日の 2 日前（休業日を除外する。）の日

- (7) 第 2 条第 1 項第 20 号（第 2 条の 2 第 1 項第 3 号による場合を含む。）に該当することとなった上場株券については、本所が当該上場株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して 1 か月を経過した日までの間で、その都度決定するものとする。
- (8) 前(1)から(7)までに掲げる上場株券以外の上場株券

本所が当該株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、1 か月を経過した日（本所が当該上場株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して 2 週間が経過する日までに、日本証券業協会が上場廃止後に当該株券がフェニックス銘柄（日本証券業協会が定めるグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則第 2 条第 6 号に規定する銘柄をいう。）として指定することを決定したとき又はその見込みがあると本所が認めた場合には、上場廃止を指定した日の翌日から起算して 2 か月を経過した日）。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

- 付 則
- 1 この改正規定は、平成 13 年 10 月 1 日から施行し、改正後の 1. (2) j 及び k の規定は、この改正規定施行の日以後に審査対象決算期が到来する株主数の審査から適用する。
- 2 改正後の 1. (1) 及び(2) f 並びに g の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律（平成 13 年法律第 79 号。）附則第 2 条又は第 24 条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

- 付 則（平成 14. 1. 1）抄
- 2 1. (2) a 中「決算期の変更により当該 1 か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の決算期に当たらないとき」とあるのは、当分の間、「上場銘柄の株券が指定保管振替機関が保管振替業において取り扱う株券で

合は、改正後の第2条第15号に該当したものとみなす。

付 則（平成15.1.1）抄

- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに上場申請され、かつ、上場日を迎えていない銘柄及び施行日に現に上場している銘柄については、改正後の第2条第4号の規定は、平成15年4月を審査対象とする時価総額の審査から適用するものとする。
- 3 改正後の第2条第5号の規定は、平成15年10月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度において該当する上場銘柄から適用し、当該連結会計年度又は事業年度前の決算期において該当することとなる上場銘柄については、なお従前の例によるものとする。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査報告書並びに平成15年3月1日後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間監査報告書について適用し、平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成15年3月1日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

付 則（平成17.2.1）抄

ある場合であって、決算期の変更により当該1か年目の日が当該株券の発行者の決算期に当たらないとき」と読み替えるものとする。

付 則（平成15.1.1）抄

- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに上場申請され、かつ、上場日を迎えていない銘柄及び施行日に現に上場している銘柄については、改正後の1.(4)の規定は、平成15年4月を審査対象とする時価総額の審査から適用するものとする。
- 3 改正後の1.(5)の規定は、平成15年10月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度において該当する上場銘柄から適用し、当該連結会計年度又は事業年度前の決算期において該当することとなる上場銘柄については、なお従前の例によるものとする。
- 4 改正後の4.(2)の規定にかかわらず、施行日前の前日までに現に改正前の4.(2)の規定の適用を受ける銘柄については、なお従前の例によるものとする。

付 則

この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。ただし、1.(7)bの改正規定は、平成16年5月8日から施行する。

付 則（平成16.10.1）抄

- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則（平成17.2.1）

廃止基準 40

- 2 改正後の第2条第10号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後開始する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 3 改正後の第2条第11号aの規定は、施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。
- 4 施行日において現に上場会社である会社のうち、改正後の第2条第13号に規定する株式事務代行機関を設置していない会社については、施行日以後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の招集日から起算して1か月目の日を迎えたときから同号の規定を適用する。
- 5 平成4年7月1日改正付則第2項を削る改正規定は、施行日以後開始する事業年度を審査対象決算期とする少数特定者持株数の審査から適用する。

付 則（平成20.4.1）抄

- 2 改正後の第2条第10号及び第11号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 本所は、施行日の前日において監理ポスト又は整理ポストに割当てられている銘柄を、第3条の4の改正規定に従い、施行日にそれぞれ監理銘柄又は整理銘柄に指定するものとする。
- 4 施行日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書に関する改正後の第2条第10号の規定の適用については、同号中「1か月以内」とあるのは「45日以内」と、「3か月以内」とあるのは「105日以内」とする。

付 則（平成21.11.9）抄

- 2 改正後の第2条第9号の2（第2条の2第3号による場合を含む。）の規定は、この改正規定施行の日以後に第三者割当に係る募集事項を決定

- 2 6.を削る改正規定は、この改正規定施行の日以後開始する事業年度を審査対象決算期とする少数特定者株数の審査から適用する。

付 則（平成18.5.1）

- 2 上場会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第105条の規定によりなお従前の例によるとされた合併により解散する場合の取扱いについては、改正後の1.(8)bの(a)及び4.(1)aの規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成21.11.9）抄

- 2 改正後の1.(14)fの規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用

する上場会社から適用する。

付 則（平成 24.6.1）抄

- 2 改正後の第 2 条第 5 号の 2（第 2 条の 2 第 3 号で準用する場合を含む。）の規定は、施行日に現に上場されている株券の発行者については、平成 24 年 7 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

付 則（平成 25.9.13）抄

- 2 改正後の第 2 条第 10 号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開示府令第 15 条の 2 第 3 項又は第 17 条の 15 の 2 第 4 項に規定する承認を受けた上場会社から適用する。
- 3 改正後の第 2 条第 11 号の 2 b 及び c 並びに第 3 条の 5 第 2 項から第 7 項までの規定は、施行日以後に特設注意市場銘柄に指定する上場株券の発行者である上場会社から適用し、施行日において現に特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例による。

付 則（平成 27.2.13）抄

- 2 施行日の前日までに到来した事業年度の末日において、改正前第 2 条第 2 号 a (b) に定める少数特定者持株数が上場株式数の 90%を超えている場合については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において改正前の第 2 条第 2 号 b

する。

- 3 改正後の 1. (14) h の規定は、施行日以後に 1. (14) h に規定する行為を決議又は決定した上場会社から適用する。

付 則（平成 24.6.1）抄

- 2 改正後の 1. (5) の 2 の規定は、この改正規定施行の日の前日において本所に株券が上場されている上場会社については、平成 24 年 7 月 1 日以後に開始する連結会計年度を最初の連結会計年度として適用する。

付 則（平成 25.9.13）抄

- 2 改正後の 1. (12) の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に特設注意市場銘柄に指定する上場株券の発行者である上場会社から適用し、施行日において現に特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例による。
- 3 改正後の 3. の 2 (2) の規定は、施行日以後に特設注意市場銘柄に指定する上場株券の発行者である上場会社から適用し、施行日において現に特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例による。

廃止基準 42

に係る猶予期間内にある銘柄のうち、当該猶予期間に入った日の前日において、株主数が150人未満である銘柄については、当該猶予期間に入った日に改正後の第2条第1号に係る猶予期間に入ったものとみなす。

4 施行日の前日において改正前の第2条の2第1号bに係る猶予期間内にある銘柄のうち、当該猶予期間に入った日の前日において、株主数が100人未満である銘柄については、当該猶予期間に入った日に改正後の第2条の2第1号に係る猶予期間に入ったものとみなす。

5 改正後の第2条第1号及び第2号並びに改正後の第2条の2第1号の規定は、施行日以後に到来する事業年度の末日の審査から適用する。

付則（平成30.3.31）抄

2 改正後の第2条及び第2条の2の規定は、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

付則（令和2.11.1）抄

2 改正後の第2条第1項第5号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

3 改正後の第2条第1項第12号b、第3条の2第3項及び第3条の5第1項第1号の規定は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

付 則（平成27.4.1）抄

2 この改正規則施行の日前に開始した連結会計年度に係るものについては「非支配株主持分」とあるのは「少数株主持分」とする。

付則（平成30.3.31）抄

2 改正後の1.(2)の規定は、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

付則（令和元.7.16）抄

2 改正後の1.(4)の規定は、平成31年7月18日以後に権利確定日が到来する株式分割、株式無償割当て又は株式併合から適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

付則（令和2.11.1）抄

2 改正後の1.(5)の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

3 改正後の1.(12)の規定は、施行日以後の日に新規上場申請を行う者から適用する。

付則（令和 6.3.8）抄

- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券は、施行日において、特別注意銘柄へ指定されていたものとみなす。
- 3 改正後の第 2 条、第 3 条の 5 第 1 項、第 4 項、第 5 項、第 7 項から第 10 項まで及び第 12 項の規定は、施行日以後に特別注意銘柄に指定する上場株券の発行者である上場会社から適用し、施行日より前に特別注意銘柄に指定された上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例による。

付則（令和 6.4.1）抄

- 2 金融商品取引法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）による改正前の法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に規定する四半期報告書（改正法附則第 2 条第 1 項の規定により提出されたものを含む。）に係る改正前の第 2 条第 1 項第 10 号及び第 3 条の 5 の規定の適用については、なお従前の例による。

付則（令和 5.3.13）抄

- 2 改正後の 2. (4) の規定は、この改正規定施行の日以後に終了する事業年度の末日において債務超過の状態となった上場会社（当該基準に係る猶予期間にある上場会社を含む。）から適用する。

付則（令和 6.4.1）抄

- 2 金融商品取引法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）による改正前の法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に規定する四半期報告書（改正法附則第 2 条第 1 項の規定により提出されたものを含む。）に係る改正前の 3. の 2 の規定の適用については、なお従前の例による。

付則（令和 8.7.10）抄

- 2 改正後の 1. (5) の d、e 及び f の規定は、令和 8 年 7 月 10 日から施行し、早期事業再生法の施行の日から適用する。

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則

(実施)昭和 53. 6. 1

(変更)昭和 53. 6.21 53. 7.25 57.10. 1 58.11. 1 62. 3. 6

平成元. 4. 1 4. 7. 1 4.10.12 5. 2.28 5. 7. 1 6.10. 1

7. 1. 1 8. 1. 1 8. 8. 1 9. 1. 1 10. 1. 1 10. 3. 1

10. 7. 1 10.12. 1 11. 3. 1 11. 9. 1 11.11.10 12. 3. 1

12. 4. 7 12. 7. 1 12. 8. 7 13. 4. 1 13.11.26 14. 2. 1

14. 4. 1 15. 1. 1 15. 5. 8 16.10. 8 17. 2. 1 17.12. 8

18. 1.10 18. 2. 1 18. 5. 1 18.12.22 20. 4. 1 21. 1. 5

21.11. 9 22. 6.30 23. 4. 1 24. 6. 1 25. 9.13 27. 2.13

27. 5. 1 30. 3.31

令和 2. 2. 7 2.11. 1 6. 3. 8 6. 4. 1

(目 的)

第1条 この規則は、監理銘柄及び整理銘柄への指定に関し、必要な事項を定める。

第2条 削 除

(監理銘柄、整理銘柄への指定)

第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券（投資信託受益証券を除く。以下同じ）については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h)の2、(h)の3、(j)から(k)まで、(k)の3、(m)の7又は(n)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) 株券上場廃止基準第2条第1項第1号に定める期間の最終日までに株主数が150人以上となることが確認できないとき又は第2条の2第1項第1号に定める期間の最終日までに株主数が100人以上となることが確認できないとき

(b) 株券上場廃止基準第2条第1項第2号aに定める期間の最終日までに流通株式数が1,000単位以上となることが確認できないとき

(b)の2 株券上場廃止基準第2条第1項第2号bに定める流通株式数の上場株式数に対する割合が同取扱い1.(2)cに規定する「株式の分布状況表」等により5%未満であると算出された場合であつて、第2条第1項第2号bに定める書類が提出されていないとき

(c) 株券上場廃止基準第2条第1項第3号a又はb（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）に該当した場合であつて、同基準第2条第1項第3号ただし書に規定する公募、売出し又は立会外分売が行われるかどうかを確認できないとき

(c)の2 株券上場廃止基準の取扱い1.(4)c（同取扱い2.(2)cにおいて準用する場合を含む。）又は株券上場廃止基準の取扱い1.(4)d若しくは2.(2)bに定める期間の最終日までに、株券上場廃止基準第2条第1項第4号（同基準第2条の2第1項第2号による場合を含む。）に該当しなくなったことが確認できない場合

(d) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第5号（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると本所が認める場合

(d)の2 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第5号の2（第2条の2第1項第3号において読み替える場合を含む。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であつて、同号に該当するかどうかを確認できないとき。

(e) 上場会社が行った決議又は決定の内容が株券上場廃止基準第2条第1項第7号（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると本所が認める場合（同号に規

定する開示を行った場合を除く。)

- (e)の2 株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に定める期間の最終日までに、同号後段(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)に該当しなくなったことが確認できない場合
- (f) 株券上場廃止基準第2条第1項第8号前段(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (g) 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い 1. (8) b の(b)に規定する合併に関する取締役会決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を含む。)を行った場合、又は上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合(同取扱い 1. (7) b の(b)の規定の適用を受ける場合を除く。)において当該解散に関する取締役会決議を行ったとき
- (h) 株券上場廃止基準の取扱い 1. (9) f に定める猶予期間の最終日までに、株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合することが確認できない場合((h)の2に掲げるときを除く。)
- (h)の2 株券上場廃止基準の取扱い 1. (9) f に定める猶予期間の最終日までに、株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合することが確認できない場合であつて、当該基準に適合しないかどうかの審査を行っているとき
- (h)の3 株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合。
- (i) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合
 - イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。
 - ロ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。
- (j) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第11号前段(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)に該当する場合(これらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合を含む。)。ただし、同基準第2条第1項第11号後段に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。
- (j)の2 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第11号の2に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (k) 株券上場廃止基準第2条第1項第12号a(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合(株券上場廃止基準の取扱い 4. (1) b に該当する場合を除く。)
- (k)の2 株券上場廃止基準第2条第1項第12号b(第2条の2第3項の規定による場合を含む。)に該当する(株券上場廃止基準第3条の2第3項による場合を含む。)おそれがあると本所が認める場合((k)の3に掲げるときを除く。)
- (k)の3 株券上場廃止基準の取扱い 3. (2)に定める期限までに、同取扱い 1. (12) c に定める基準に適合することが確認できない場合であつて、当該基準に適合しないかどうかの審査を行っているとき
- (k)の4 上場会社(株券上場審査基準第4条第1項第10号ただし書に該当する上場会社を除く。以下この(k)の4において同じ。)が、株式事務代行委託契約の解除の通知を受領した旨の開示を行った場合その他上場会社が株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれがあると本所が認める場合
- (l) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第14号(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会決議を行った場合
- (m) 上場会社が、株券上場廃止基準の取扱い 1. (14) b に規定する株式交換又は株式移転に関する取

廃止基準 46

締役会決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を含む。）を行った場合

(m)の2 株券上場廃止基準第2条第1項第16号（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると本所が認める場合

(m)の3 株券上場廃止基準第2条第1項第17号（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」に該当するおそれがあると本所が認める場合

(m)の4 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い 1. (16) b に規定する株式の全部の取得を行う旨の発表等を行ったとき。

(m)の5 上場会社が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第2号 n の2前段に規定する開示を行ったとき又はそれに準ずる発表等を行ったとき

(m)の6 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第18号の3（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）に規定する株式併合に関する取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を行った場合

(m)の7 株券上場廃止基準第2条第1項第19号（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）に該当する場合。

ただし、株券上場廃止基準第2条第1項第19号後段（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(n) 株券上場廃止基準第2条第1項第20号（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理銘柄への指定

上場株券が株券上場廃止基準第2条第1項の各号又は第2条の2第1項の各号のいずれかに該当する場合（同基準第2条第1項各号（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）にあつては、第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1. (8) b の(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い 4. (4)に該当する場合、第15号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1. (14) a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第18号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1. (16) a に該当する場合を除く。）には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場優先株が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、当該優先株の発行者が発行する株券が監理銘柄（審査中）に指定されている場合又は(f)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱い(以下「優先株に関する特例の取扱い」という。)
2. (1)において準用する株券上場廃止基準の取扱い 1. (2) b に規定する猶予期間の最終日までに、株主数が150人以上となったことが確認できない場合又は流通株式数が1,000単位以上となったことが確認できない場合

(b) 優先株に関する有価証券上場規程の特例（以下「優先株に関する特例」という。）第4条第2項第2号 b に定める流通株式数の上場株式数に対する割合が、優先株に関する特例の取扱い 2. (1)において準用する株券上場廃止基準の取扱い 1. (2) c に規定する株式の「分布状況表等」により5%未満であると算出された場合であつて、優先株に関する特例第4条第2項第2号 b に規定する書類が提出されていないとき

(c) 優先株に関する特例第4条第2項第3号に該当するおそれがあると本所が認める場合

- (d) 優先株特例第4条第2項第5号に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (e) 優先株特例第4条第2項第6号に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (f) 優先株特例第4条第2項第7号に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (g) 当該優先株の発行者が発行する普通株が監理銘柄に指定された場合

b 整理銘柄への指定

上場優先株が優先株特例第4条第1項各号（株券上場廃止基準の取扱い 1. (8) b の(a)に規定する合併による解散の場合及び株券上場廃止基準の取扱い 1. (14) a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合を除く。）又は同条第2項第1号、第2号、第4号から第6号まで若しくは第7号のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。

(3) 債券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、当該債券の発行者が発行する株券が監理銘柄（審査中）に指定されている場合又は(f)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

- (a) 上場債券の発行者が発行する株券が監理銘柄に指定されることとなった場合又はこれと同等の状態となったと本所が認めた場合。ただし、当該株券が第1号aの(a)から(d)間で、(e)の2、(k)の2から(m)の2までの規定により監理銘柄に指定されることになった場合の上場債券については、この限りでない。
- (b) 債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第2号(同特例第8条第2項の規定による場合を含むものとし、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することによる場合に限る。)に該当するおそれがあると本所が認めたとき。
- (c) 債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第3号(同特例第8条第2項の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合又は上場債券について社債権者集会が招集されることとなった場合
- (d) 債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第4号に該当するおそれがあると本所が認める場合（上場銘柄が同特例第4条第2項各号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。）
- (e) 債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第5号(同特例第8条第2項の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (f) 債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第6号(同特例第8条第2項の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (g) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

ロ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

b 整理銘柄への指定

上場債券が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第1項各号（株券上場廃止基準の取扱い 1. (8) b の(a)に規定する合併による解散の場合及び株券上場廃止基準の取扱い 1. (14) a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合を除く。）、同条第2項第1号、第2号（債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合に限る。）、第4号、第5号若しくは第6号、第8条第1項（債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い 5. (2) i に規定する合併による解散の場合を除く。）又は同条第2項のうち「未償還額面総額が3億円未満となった場合」、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより「最終

償還期限が到来することとなる場合」、「指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合」若しくは「公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合」に該当する場合は、当該債券を整理銘柄に指定することができる。

(4) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場転換社債型新株予約権付社債券が次のいずれかに該当する場合には、当該転換社債型新株予約権付社債券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、当該新株予約権付社債券の発行者が発行する株券が監理銘柄（審査中）に指定されている場合又は(a)若しくは(g)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

- (a) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項第1号に該当するおそれがあると本所が認めた場合
- (b) 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が発行する株券が監理銘柄に指定されることとなった場合
- (c) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第2号（転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することによる場合又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる場合に限る。）に該当するおそれがあると本所が認めたとき。
- (d) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号に該当するおそれがあると本所が認める場合又は上場転換社債型新株予約権付社債に係る社債について社債権者集会が招集されることとなった場合
- (e) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するおそれがあると本所が認める場合（上場銘柄と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定により速やかに上場される見込みのある場合を除く。）
- (f) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (g) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理銘柄への指定

上場転換社債型新株予約権付社債券が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号（株券上場廃止基準の取扱い 1. (8)b の(a)に規定する合併による解散の場合を除く。）又は同条第2項第1号、第2号（最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。）、第4号（上場銘柄と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定により速やかに上場される見込みのある場合を除く。）、第5号若しくは第6号に該当する場合は、当該転換社債型新株予約権付社債券を整理銘柄に指定することができる。

（監理銘柄、整理銘柄への指定期間）

第4条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

- (a) 前条第1号aの(e)、(g)、(l)及び(m)の場合

本所が上場会社から書面による報告を受けた日の翌日

(b) 前条第1号aの(a)及び(b)の場合

株券上場廃止基準の取扱い 1. (2) b (同取扱い 2. において準用する場合を含む。) に定める期間の最終日の翌日

(c) 前条第1号aの(c)の2、(e)の2、(h)及び(k)の2の場合

株券上場廃止基準の取扱い 1. (4) c (同取扱い 2. (2) c において準用する場合を含む。) 又は同取扱い 1. (4) d 若しくは 2. (2) b に定める期間、株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に定める期間、同基準の取扱い 1. (9) f に定める猶予期間の最終日又は 3. (2) に定める期限の翌日

(d) 前条第1号aの(i)の場合

同(i)イに該当した場合は、当該開示を行った日とし、同(i)ロに該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

(e) 前条第1号aの(b)の2、(c)、(d)、(d)の2、(f)、(h)の2、(h)の3、(j)から(k)、(k)の3及び(m)の2から(n)の場合

本所が必要と認めた日

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が当該株券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該株券を整理銘柄に指定することができる。ただし、株券上場廃止基準取扱い 1. (8) b (a)、同 1. (14) a、同 1. (16) a 又は同 4. (4) の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(g)までに定めるところによる。

(a) 前条第2号aの(a)の場合には、優先株に関する特例の取扱い 2. (1) において準用する株券上場廃止基準の取扱い 1. (2) b に定める猶予期間の最終日の翌日から本所が優先株に関する特例第4条第2項第1号又は同項第2号aに該当するかどうかを認定した日までとする。

(b) 前条第2号aの(b)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が優先株に関する特例第4条第2項第2号bに該当するかどうかを認定した日までとする。

(c) 前条第2号aの(c)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が優先株に関する特例第4条第2項第3号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第2号aの(d)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が優先株に関する特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第2号aの(e)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が優先株に関する特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(f) 前条第2号aの(f)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が優先株に関する特例第4条第2項第7号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(g) 前条第2号aの(g)の場合には、上場優先株の発行者の発行する普通株の監理銘柄への指定期間と同一とする。

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が当該優先株の上場廃止を決定した日から優先株に関する特例の取扱い 2. (4) に定める上場廃止日の前日までとする。

(3) 債券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(g)までに定めるところによる。

(a) 前条第3号aの(a)の場合には、上場債券の発行者の発行する株券の監理銘柄への指定期間と同

一とする。ただし、同号 a の (a) 本文後段の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条又は第 8 条に該当するかどうかを認定した日までとする。

(b) 前条第 3 号 a の (b) の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 2 項第 2 号 (同特例第 8 条第 2 項の規定による場合を含む。) に該当するかどうかを認定した日までとする。

(c) 前条第 3 号 a の (c) の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 2 項第 3 号 (同特例第 8 条第 2 項の規定による場合を含む。) に該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第 3 号 a の (d) の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 2 項第 4 号 (同特例第 8 条第 2 項の規定による場合を含む。) に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第 3 号 a の (e) の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 2 項第 5 号 (同特例第 8 条第 2 項の規定による場合を含む。) に該当するかどうかを認定した日までとする。

(f) 前条第 3 号 a の (f) の場合は、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 2 項第 6 号 (同特例第 8 条第 2 項の規定による場合を含む。) に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から 1 年を超えることとなるときは、当該日から 1 年目の日の以降でその都度本所が定める日までとする。

(g) 前条第 3 号 a の (g) の場合

同 (g) イ に該当した場合は、当該開示を行った日とし、同 (g) ロ に該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が当該債券の上場廃止を決定した日から債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い 5. (2) の a、b、d、f、g 又は h に定める上場廃止日の前日までとする。

(4) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の (a) から (g) までに定めるところによる。

(a) 前条第 4 号 a の (a) の場合には、本所が必要と認めた日から転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 1 項第 1 号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(b) 前条第 4 号 a の (b) の場合には、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する株券の監理銘柄への指定期間と同一とする。

(c) 前条第 4 号 a の (c) 場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 2 項第 2 号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第 4 号 a の (d) の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 2 項第 3 号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第 4 号 a の (e) の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 2 項第 4 号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(f) 前条第 4 号 a の (f) の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 2 項第 5 号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(g) 前条第 4 号 a の (g) の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 2 項第 6 号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から 1 年を超えることとなるときは、当該日から 1 年目の

日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が当該転換社債型新株予約権付社債券の上場廃止を決定した日から転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い 3.(3)の a、b、d 又は f に定める上場廃止日の前日までとする。

- 2 前項の場合（同項第 1 号 a の (b) 及び (c) 並びに同項第 2 号 a の (a) に該当する場合を除く。）において、本所が必要と認めるときは、監理銘柄への指定期間の始期については、次の各号に定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、同項各号において監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の本所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) 前項第 1 号 a の (a) の場合

当該書面による報告を受けた日の本所がその都度定める時

(2) 前 2 号以外の場合

本所がその都度定める時

（上場廃止申請銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定等）

第 5 条 上場廃止の申請があった銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定及び指定期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本所が必要と認めた場合は、上場廃止申請が行われた上場有価証券について、上場廃止するかどうかの審査を行っている期間、監理銘柄に指定することができる。この場合において監理銘柄（確認中）に指定する。

- (2) 本所が必要と認める場合は、上場廃止申請が行われ上場廃止が決定した有価証券について、本所が必要と認める期間（原則として 1 か月）、整理銘柄に指定することができる。

付

則（平成 5. 7. 1）抄

- 2 第 3 条第 1 号 a (b) の適用については、当分の間、規定中「上場株式数の 80%」とあるのは「上場株式数の 90%」とする。

付

則（平成 11. 3. 1）抄

- 2 改正後の第 3 条第 1 号 a の (e) の規定は、平成 15 年 1 年 1 日以後の決算期において該当する上場会社から適用し、同日前の到来する決算期において該当することとなる上場会社については、なお従前の例による。

付

則

この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、第 3 条第 1 号 a の (i)、第 4 号 a の (e) 並びに第 4 条第 1 項第 1 号 a の (d)、第 4 号 a の (e) の規定は、平成 13 年 3 月末日以降に終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付

則（平成 14. 4. 1）抄

- 2 商法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 128 号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第 7 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第 341 条の 13 第 1 項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

付

則（平成 15. 1. 1）抄

- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定施行の日の前日までに現に整理ポストへの割当てをされている銘柄の割当期間については、なお従前の例による。

付

則（平成 17. 2. 1）抄

- 2 改正後の第3条1号aの(i)の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後開始する事業年度又は中間会計期間（株価指数連動型投資信託受益証券にあっては計算期間又は中間計算期間とする。以下同じ。）に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 3 施行日において現に上場会社である会社のうち、株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しない会社については、施行日以後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の招集日から起算して1か月目の日を迎えたときから改正後の第3条第1号aの(k)の2の規定を適用する。
- 4 昭和57年10月1日改正付則第2項を削る改正規定は、施行日以後開始する事業年度の末日以後において第3条第1号aの(b)に該当することとなる上場会社から適用する。

付

則（平成 20. 4. 1）抄

- 2 改正後の第3条第1号aの(i)及び第3条第3号aの(g)の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものは、なお従前の例による。
- 3 施行日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書に関する改正後の第3条第1号aの(i)、第3条第3号aの(g)、第4条第1項第1号aの(d)及び第4条第1項第3号aの(g)の規定の適用については、これらの規定中「最終日」及び「当該最終日」とあるのは「最終日の翌日から起算して15日を経過する日」とする。

付

則（令和 2. 11. 1）抄

- 2 改正後の第3条第1項第1号a(k)の2及び第4条第1項第1号a(c)の規定は、この改正規定施行の日以後の日に新規上場申請を行う者から適用する。

付

則（令和 6. 4. 1）抄

- 2 金融商品取引法の一部を改正する法律（令和5年法律第79号。以下「改正法」という。）による改正前の法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書（改正法附則第2条第1項の規定により提出されたものを含む。）に係る改正前の第3条の規定の適用については、なお従前の例による。